

令和7年度山形県教育旅行誘致促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県の教育旅行入込を拡大させるべく、山形県内で宿泊を伴う修学旅行、林間学校、移動教室、宿泊学習、スキー教室等（学校行事の一環として行われるもので、これに準じるものも含む。以下「教育旅行」という。）を催行する旅行事業者等に対して、予算の範囲内において交付する助成金について必要な事項を定める。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、山形県外（ただし、日本国内に限る。以下同じ。）から山形県内教育旅行を企画・販売する旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく旅行事業者、または、旅行全般の安全管理、行程管理を行う者とし、海外教育旅行においては、日本国外から山形県内への教育旅行を企画、販売する旅行事業者、または、旅行全般の安全管理、行程管理を行う者とする。

(助成金の交付要件)

第3条 山形県教育旅行誘致協議会会長（以下「会長」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たした旅行事業者等に助成金を交付する。

（1）国内教育旅行における助成金の交付要件は次のとおりとする。

- ア 山形県外を発地とし、山形県内の宿泊を伴う教育旅行であること。
- イ 教育旅行の出発日及び帰着日が、令和7年4月1日から令和8年3月22日までの期間に含まれていること。

（2）海外教育旅行における助成金の交付要件は次のとおりとする。

- ア 日本国外を発地とし、山形県内の宿泊を伴う教育旅行であること。
- イ 教育旅行の出発日及び帰着日が、令和7年4月1日から令和8年3月22日までの期間に含まれていること。

（3）その他、会長が特に認める教育旅行であること。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、別表のとおりとする。

2 助成金の交付額は、一旅行事業者等当たり2,500,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付申請については以下とする。

（1）助成金の交付を受けようとする旅行事業者等（以下「申請者」という。）

は、山

形県教育旅行誘致促進助成金交付申請書（国内教育旅行）（様式第1号の1）

又は

山形県教育旅行誘致促進助成金交付申請書（海外教育旅行）（様式第1号の

2）並

びに必要と認める書類を会長に提出しなければならない。

(2) 申請方法については電子申請(E-mail)による申請とし、受付は先着順とする。

E-mailでの申請が難しい場合のみ郵送や持参での申請も受付けるものとする。

(次条以降に当要綱で定める各様式の取扱いも同様とする)

(交付決定)

第6条 会長は前条の交付申請書を審査し適當と認めたときは、交付すべき助成金の額を山形県教育旅行誘致促進助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 申請者は、交付決定された事業の内容において学校名、出発日、山形県内宿泊市町村の変更又は事業を中止する場合は、速やかに山形県教育旅行誘致促進助成金変更交付（中止）申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(変更等交付決定)

第8条 会長は前条の申請書を審査し適當と認めたときは、交付すべき助成金の額を山形県教育旅行誘致促進助成金変更交付（中止）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 申請者は、山形県教育旅行誘致促進助成金実績報告書（国内教育旅行）（様式第5号の1）又は山形県教育旅行誘致促進助成金実績報告書（海外教育旅行）（様式第5号の2）及び宿泊証明書（様式第6号）を教育旅行が完了した日から30日を経過した日又は令和8年3月23日（月）のいずれか早い日までに会長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 会長は、前条の報告書及び宿泊証明書を審査し、その実績が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、山形県教育旅行誘致促進助成金交付額確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第11条 会長は、助成額を確定したときは速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の経理等)

第12条 申請者は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を5年間保存しなければならない。

(助成金の取消し等)

第13条 申請者が、この要綱に違反したとき又は申請書等の提出書類に虚偽を記載

し不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、決定した助成金の全部又は一部を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付の打ち切り)

第14条 助成金の交付額が予算額に達した場合は、その時点で打ち切るものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

国 内 教育旅行	実際に催行された教育旅行に対し、 貸切バスについては、1台（生徒数20人以上利用）あたり40,000円 を基本額とし、1団体300,000円を上限とする。併せて、生徒1人あ たり2,000円を組み合わせて助成するものとし、この場合の1企画交 付総額は500,000円を上限とする。
海 外 教育旅行	実際に催行された教育旅行に対し、 貸切バスについては、1台（生徒数15人以上利用）あたり40,000円 を基本額とし、1団体300,000円を上限とする。 併せて、生徒1人あたり山形県内1泊につき1,000円を組み合わせて 助成するものとし、この場合の1企画交付総額は500,000円を上限と する。

様式第1号の1

山形県教育旅行誘致促進助成金交付申請書（国内教育旅行）

年 月 日

山形県教育旅行誘致協議会長 殿

申請者

会社名

（学校名）

代表者名

担当者名

住所

電話

（ ）

FAX

（ ）

E-mail

山形県教育旅行誘致促進助成金について、山形県教育旅行誘致促進助成金交付要綱第5条により、次のとおり申請します。

記

1 申請内容

（1）学校名

（2）出発都道府県

（3）出発日

年 月 日

（4）貸切バス台数

台

（5）参加生徒数

名

（6）山形県内宿泊市町村

2 添付資料

・旅行行程表

※旅行行程表には貸切バス台数及び生徒数、宿泊施設名を記載すること

様式第1号の2

山形県教育旅行誘致促進助成金交付申請書（海外教育旅行）

年 月 日

山形県教育旅行誘致協議会長 殿

申請者
会社名
(学校名)
代表者名
担当者名
住所
電話 ()
FAX ()
E-mail

山形県教育旅行誘致促進助成金について、山形県教育旅行誘致促進助成金交付要綱第5条により、次のとおり申請します。

記

1 申請内容

- (1) 学校名
- (2) 出発日 年 月 日
- (3) 貸切バス台数 台
- (4) 参加生徒数 名
- (5) 山形県内宿泊市町村

2 添付資料

(1) 旅行行程表

※旅行行程表には貸切バス台数及び生徒数、宿泊施設名を記載すること

(2) 旅行事業者適格に関する次の書類

- ① 商業登記簿
- ② 旅行業登録証の写し
- ③ 納税証明書

様式第2号

山形県教育旅行誘致促進助成金交付決定通知書

年 月 日

様

山形県教育旅行誘致協議会長

年 月 日付けで申請のあった助成金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付条件

- (1) 教育旅行が催行され、交付要綱の交付要件を満たすこと。
- (2) 事業の内容を変更又は中止する場合、速やかに助成金変更交付（中止）申請書（様式第3号）を提出すること。
- (3) 催行後は次の書類を山形県教育旅行誘致協議会長あてに提出すること。
 - ・実績報告書（様式第5号）
 - ・ツアーワークの最終行程表
 - ・宿泊証明書（様式第6号）
 - ・山形県教育旅行アンケート（別添）

山形県教育旅行誘致促進助成金変更交付（中止）申請書

年 月 日

山形県教育旅行誘致協議会長 殿

申請者
会社名
(学校名)
代表者名
担当者名
住所
電話 ()
FAX ()
E-mail

年 月 日付けで助成決定のあった標記助成金について、下記の通り事業の内容を変更（中止）し、申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更（中止）の内容

3 添付資料

・旅行行程表

※旅行行程表には貸切バス台数及び生徒数、宿泊施設名を記載すること

様式第4号

山形県教育旅行誘致促進助成金変更交付（中止）決定通知書

令和 年 月 日

様

山形県教育旅行誘致協議会長

令和 年 月 日付けで変更交付（中止）申請のあった助成金については、
申請のとおり内容の変更（中止）を承認いたします。

記

1 対象事業

変更内容	既交付決定額A 円	今回交付決定額B 円	増減B-A 円

2 交付条件

- (1) 教育旅行が催行され、交付要綱の交付要件を満たすこと。
- (2) 事業の内容を変更又は中止する場合、速やかに助成金変更交付（中止）申請書（様式第3号）を提出すること。
- (3) 催行後は次の書類を山形県教育旅行誘致協議会長あてに提出すること。
 - ・実績報告書（様式第5号）
 - ・ツアーワークシート
 - ・宿泊証明書（様式第6号）
 - ・山形県教育旅行アンケート（別添）

様式第5号の1

山形県教育旅行誘致促進助成金実績報告書（国内教育旅行）

年 月 日

山形県教育旅行誘致協議会長 殿

会社名
(学校名)
代表者名

年 月 日 付けて助成決定通知を受けた教育旅行を実施したので、山形県
教育旅行誘致促進助成金交付要綱第9条により、次のとおり事業実績を報告しま
す。

記

1 送客実績

- (1) 学校名
(2) 出発都道府県
(3) 出発日 年 月 日
(4) 運行バス台数 台
(5) 参加生徒数 名

※途中離団があった場合は最大人数を記載

2 助成金振込先

金融機関名	銀行・信金・ 信組・農協・ 労金・他	支店										
口座種別	普通・当座	口座番号										
口座名義人 ※通帳の名義人をご 記入ください	(カタカナ)											

3 添付書類

- (1) ツアーの最終行程表 ※貸切バス台数及び生徒数、宿泊施設名を記載すること
(2) 宿泊証明書 (様式第6号)
(3) 山形県教育旅行アンケート (別添)

発行責任者及び文書作成者

発行責任者 氏名: TEL:
文書作成者 氏名: TEL:

※発行責任者とは社内において代表者から権限の委任を受けた役職員を指します。

山形県教育旅行誘致促進助成金実績報告書（海外教育旅行）

年 月 日

山形県教育旅行誘致協議会長 殿

会社名
(学校名)
代表者名

年 月 日付けで助成決定通知を受けた教育旅行を実施したので、山形県教育旅行誘致促進助成金交付要綱第9条により、次のとおり事業実績を報告します。

記

1 送客実績

- (1) 学校名
(2) 出発日 年 月 日
(3) 運行バス台数 台
(4) 参加生徒数 名

(様式第5号の2)

2 助成金振込先

(1) 国内金融機関の場合

金融機関名	銀行・信金・ 信組・農協・ 労金・他		支店
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人 ※通帳の名義人をご 記入ください	(カタカナ)		

(2) 外国送金の場合

支払銀行 (PAYING BANK)	支払銀行・支店名 (PAYING BANK & BRANCH)		
SWIFT CODE		国名 (COUNTRY)	
口座番号 (A/C No.)			
受取人 (BENEFICIARY)	受取人英文氏名・英文住所 (BENEFICIARY'S NAME & ADDRESS) (NAME) (ADDRESS)		

3 添付書類

- (1) ツアーの最終行程表 ※貸切バス台数及び生徒数、宿泊施設名を記載すること
- (2) 宿泊証明書 (様式第6号)
- (3) 山形県教育旅行アンケート (別添)

発行責任者及び文書作成者

発行責任者 氏名: TEL:
文書作成者 氏名: TEL:

※発行責任者とは社内において代表者から権限の委任を受けた役職員を指します。

様式第6号

宿泊証明書

年 月 日

山形県教育旅行誘致協議会長 殿

下記団体は、当施設に宿泊したことを証明いたします。

記

1 当施設宿泊団体

(1) 学校名

(2) 宿泊生徒数 名

※途中離団があった場合は最大人数を記載

(3) 宿泊年月日 年 月 日より

年 月 日まで

宿泊施設名

印

山形県教育旅行誘致促進助成金交付額確定通知書

年 月 日

様

山形県教育旅行誘致協議会長

年 月 日付けで実績報告のあった助成金については、次のとおり額を確定したので通知します。

記

確定額 _____ 円